

不起訴処分書の権益に関する告知書

1. 同封されていた書類は、不起訴処分書です。不起訴処分とは、検察官が、捜査した結果、被告人に対し、公訴を提起しないということです。
2. 不服申立ての可否：
 - 告訴人は、不起訴処分書の送達を受けた日から 10 日以内に、不服の理由を記載した申立書を原検察官に差し出し、原検察官を通じて上級検察署検察長に不服を申し立てることができます。
 - 本件は、不服の申し立てることができません。
 - 原検察官は、職権で本件を上級検察署検察長の審査に送付します。上級検察署検察長が原処分の結論を認めた場合に、本件が確定することになります。
3. 詳細につき、当検察署のウェブサイトにてご参照ください：（URL）
<https://www.ulc.moj.gov.tw/10570/>